

## 12.4. 悪臭

### 12.4.1. 現況調査

#### (1) 調査内容

##### ① 調査項目

##### a. 悪臭の状況

悪臭に係る苦情の発生状況

##### b. 関係法令等による基準等

##### ② 調査手法

調査は表12.4-1に示すとおり既存資料調査により行った。

表12.4-1 調査方法

調査項目	調査方法
悪臭の状況	既存資料の収集・整理により、悪臭に係る苦情の発生状況を整理した。
関係法令等による基準等	既存資料の収集・整理により、関係法令等による基準等を整理した。

##### ③ 調査地域

調査地域は事業計画地及び周辺とした。

#### (2) 調査結果

##### ① 悪臭の状況

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表12.4-2に示すとおりであり、平成26年度は苦情受付件数が13件、処理件数が10件となっている。

表12.4-2 悪臭に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成22年度	10	12
平成23年度	8	14
平成24年度	27	22
平成25年度	18	13
平成26年度	13	10

注) 処理件数は、前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

## ② 関係法令等による基準等

### a. 悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日、法律第91号）では、不快なおい原因となり生活環境を損なうおそれのある物質として、22物質を特定悪臭物質に指定している。また、工場や事業場に対して、施設などの届け出の義務はなく、規制基準が設けられている。

規制には、悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっており、吹田市では濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成21年4月から導入している。

### b. 吹田市第2次環境基本計画改訂版

「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）に定める悪臭に係る環境目標は表12.4-3に示すとおりである。

表12.4-3 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める悪臭の環境目標

目 標	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

## 12.4.2. 工事の実施に伴う影響の予測・評価

### (1) 予測内容

#### ① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い発生する悪臭が事業計画地周辺地域に及ぼす影響とした。

#### ② 予測手法

予測は、工事計画をもとに定性的に予測する方法とした。

また、近接事業との複合的な環境影響についても同様に予測を行った。

#### ③ 予測地域

調査地域と同様とした。

#### ④ 予測時期

工事に起因する悪臭物質の濃度等が最大となる時期とした。

### (2) 予測結果

工事計画においては、浚渫等悪臭の発生が想定される工程はないことから、工事の実施に伴い発生する悪臭の影響は小さいと予測する。

また、近接事業との複合的な環境影響については、近接事業についても本事業と同様に悪臭を発生させる工程が想定されていないことから、複合的な影響は小さいと予測する。

### (3) 評価

#### ① 評価目標

悪臭についての評価目標は、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮し、本事業の実施に伴う悪臭の影響が可能な限り低減されていること」及び「吹田市第2次環境基本計画改訂版」に設定されている環境目標との整合が図れるよう努めること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価した。

#### ② 評価結果

工事計画より、工事の実施に伴い発生する悪臭の影響は小さいと予測した。

また、近接事業との複合的な環境影響については、近接事業についても本事業と同様に悪臭を発生させる工程が想定されていないことから、複合的な影響は小さいと予測した。

さらに本事業では、以下に示す環境取組を実施することにより、悪臭の発生を可能な限り低減する計画である。

- ・アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行う。
- ・現地では廃棄物などの焼却や中間処理は行わない。
- ・既存建物の解体時には、有害廃棄物の状況を調査し、存在する場合は、適切な処置を行う。

- ・仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行う。
- ・塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用する。
- ・造成工事中、降雨時以外は仮設沈砂池に水を貯めないようにし、ヘドロを発生させないようにする。

以上のことから、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮し、本事業の実施に伴う悪臭の影響が可能な限り低減されていること」及び「吹田市第2次環境基本計画改訂版」に設定されている環境目標との整合が図れるよう努めること」とした評価目標を満足するものと評価する。